

改正

平成23年12月15日条例第39号

平成25年9月30日条例第34号

平成29年3月22日条例第15号

平成29年12月14日条例第26号

鹿屋市工場立地法の特例措置に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地域経済牽(けん)引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第9条第1項の規定に基づき、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、工場立地法及び緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準(平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号)の規定の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

**第3条** この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の種別	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
丙種区域	鹿屋内陸工業団地、田崎・下堀地区工業用地	100分の1以上	100分の1以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

**第4条** 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積

に緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（既存工場等に係る緑地及び環境施設的面積の算定）

2 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている、又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が第3条の表における丙種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

（1）当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.01 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.01 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.01S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.01S - G_1$ とし、

$0.01S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

（2）当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.01 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.01 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.01S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.01S - E_1$ とし、

$0.01S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

3 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が、第3条の表における丙種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設的面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

（1）当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.01 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.01 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.01S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.01S - G_1$ とし、

$0.01S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.01 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.01 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.01S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.01S - E_1$ とし、

$0.01S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

4 前2項の式において、 $G$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $G_0$ 、 $S$ 、 $G_1$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $E$ 、 $E_0$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積

$P$  当該変更に係る生産施設の面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

$n$  当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係る $j$ 業種に属する生産施設の面積

$\gamma_j$   $j$ 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

$E$  当該変更に伴い設置する環境施設の面積

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超

える面積

E 1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

**附 則**（平成23年12月15日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年9月30日条例第34号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成29年3月22日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成29年12月14日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。